

平成 31 年 1 月 25 日

金融庁監督局総務課健全性基準室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「自己資本比率規制（第 1 の柱・第 3 の柱）に関する告示の
一部改正（案）」等に対するコメント

平成 30 年 12 月 28 日（金）付で意見募集のあった標記の件に対するコメント
を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い
申しあげます。

以 上

自己資本比率規制(第1の柱)に関する告示の一部改正案へのコメント

(別紙)

項番	頁・パラグラフ等	項目・論点	コメント	理由等
1	全般	日本への導入に際しての留意点	パーゼル公表の最終規則文書にもとづく国内の証券化商品の資本賦課枠組みの見直しに関しては、各国の法規制等に差異(およびそれを踏まえた実務慣行に差異)があることを踏まえて、特にSTC要件に関しては、最終規則文書を文字どおりそのまま導入するのではなく、最終規則文書の求める「簡素で、透明性が高く、比較可能な証券化商品」のコンセプトを守ることを前提に、日本の実情に合わせた要件としていただきたい。	欧米を含めた各国においても、各国の法規制や実務慣行を踏まえた国内導入の動きもあり、最終規則文書等を文字どおりそのまま国内導入した場合は、証券化商品市場の健全な発展を阻害することに加え、日本の金融機関における「証券化手法の適用によるリスク管理」や「証券化商品への運用」、「証券化商品をベースとした運用商品の開発」に関して、諸外国の金融機関との比較において競争上不利となることが懸念されるため。
2	第248条第3項	第3項(いわゆるリスクリテンション規制)の削除	第3項(いわゆるリスクリテンション規制)の導入目的が、第3項本文記載のどおりの「不適切な原資産の組成がされないこと」であるならば、原資産の組成段階において「審査を適切に行うこと」等を担保する規制をかけることが適切な規制の在り方ではないか。 また、不適切な原資産をベースとした「リスクの高い証券化商品」を「リスクの低い証券化商品」と誤認して投資することを防止する意図であれば、現行監督指針に定める「オリジネーター等がリスクリテンションしていない証券化商品に関しては、深度ある分析をしているか」で十分防止できるのではないか。	証券化商品の一部の保有の義務付け(場合によっては、原資産と同種の資産の保有の義務付け)をオリジネーターに課すことは、オリジネーターのリスク管理や調達手法(=自分で保有する資産でありながら、証券化商品が残存する限り売却ができない)、企業としての業務戦略(証券化商品が残存する限り業務撤退や事業譲渡ができない)等に制限を課すことに繋がり、証券化手法の選択のインセンティブが減退することになる。 一方、保有の義務付けにより「不適切な原資産の組成がなれなくなる」効果がまったくないとは思わないが、このような間接的な規制がどれほど効果があるかということに加え、個人や事業会社のみが投資家となる(=金融機関が投資家とならない)証券化商品であればこの規制の影響を受けない。 したがって、現行監督指針に代えてのリスクリテンション規制の導入は、規制導入のコストと効果が見合わないと思われる。
3	第248条第3項4号	リスクリテンションにおけるエクセスマップによる信用補完の程度	エクセスマップとして、オリジネーターが収受し得る(と合理的に期待できる)収益の額が、エクスポージャーの総額の5%以上であるような場合、エクセスマップが信用補完として機能することで、オリジネーターが劣後受益者として合理的に期待できる収益機会を逸することは、出損と同等と考えることができないうかご検討願いたい。	
4	第248条の4第3項	オフ・バランス資産項目のCCF(掛目)について、適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分を除き、全量100%である点	国際合意のどおりの内容であり、かつ、現行告示案においても同対応ではあるが、以下のとおり、証券化案件の実務上は、空き枠が必ず100%使用されるものではなく、CCFとして自行推計値等を適用可とすべきではないかと考える。 その可否、および、不可の場合、実態とは必ずしもそぐわないことから、何故CCF100%として取り扱う事が国際合意で決定されたのか、CCF100%という点について、他国において議論がなかったのか等、経緯についてお示しいただきたい。 1. 証券化案件にはトリガーやリザーブ等、保全条件がコーポレート向け貸出以上に厳しい条件として設定される。仮にデフォルトが発生するような方向へ事が動き出した場合、空枠を100%使用できる前にトリガーやリザーブ水準の観点で違反をしまい、ファンディングが停止されたりリザーブの引き上げ(よってBorrowing Baseの低下)が発生する事が想定されるので、100%の引出まで到達する事は想定しにくい。 2. なお、ご参考までに、リーマンショック時での証券化案件における空き枠の使用率(基準時点断面での使用率)は14%程度であり、通常空き枠の使用が増加すると考えられる金融危機時ですら、然程高い使用率とはなっていない。基準日時点での使用率であるため、CCFの概念とは一致しないが、係実態からすると少なくともCCFが100%と考えるのは実態と乖離していると考ええる。	
5	第254条第8項	d(混合プールに係るIRBプール要件を満たす割合)の計算における、派生商品取引の取扱	dの計算に当たって、裏付資産に金利スワップ、通貨スワップその他の派生商品取引(ただし、クレジット・デフォルト・スワップを除く)が含まれる場合の取扱の明確化をお願いしたい。dを算出するにあたり、分子と分母に、派生商品取引分を含める必要はないとの認識でよいか。	
6	第262条第4項 第266条	延滞率等の計算における、派生商品取引の取扱	第262条4項の「当該区分ごとのエクスポージャーの額で加重平均」において、および266条の延滞率の計算に当たって、裏付資産に金利スワップ、通貨スワップその他の派生商品取引(ただし、クレジット・デフォルト・スワップを除く)が含まれる場合の取り扱の明確化をお願いしたい。延滞率を算出するにあたり、分子と分母に、派生商品取引分を含める必要はないとの認識でよいか。	
7	第267条の2第3項	適格STC証券化エクスポージャーの定義の確認 ・資産譲渡型証券化取引/ABCP	①資産譲渡型証券化取引として、ABLやABLに関わるSPC等への貸付等についても、対象外という認識でよいか。 ②ABCPであれば、期間に関わらず(短期1年以内でなくとも)一律対象外という認識でよいか。	